

別表六（三十一）の記載の仕方

この明細書は、次に掲げる場合に該当する場合に記載します。なお、「各事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細」の各欄は、申告事業年度前の事業年度について記載し、申告事業年度については記載を要しません。

- (1) 平成19年改正前の措置法（以下この記載要領において「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の6第3項《中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除》又は平成18年改正前の措置法（(1)において「平成18年旧措置法」といいます。）第42条の6第3項《中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の11第3項《中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除》又は平成18年旧措置法第68条の11第3項《中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年改正前の措置法令（以下この記載要領において「平成19年旧措置法令」といいます。）第27条の6第17項《確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合
- (2) 平成19年旧措置法第42条の7第3項《事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》、平成17年改正前の措置法（(2)及び(3)において「平成17年旧措置法」といいます。）第42条の7第3項《事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》又は平成16年改正前の措置法（(2)において「平成16年旧措置法」といいます。）第42条の7第3項《事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の12第3項《事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》、平成17年旧措置法第68条の12第3項《事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》又は平成16年旧措置法第68条の12第3項《事業基盤強化設

備を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年旧措置法令第27条の7第19項《事業基盤強化設備を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合

- (3) 平成19年旧措置法第42条の10第3項《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》又は平成17年旧措置法第42条の10第3項《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の14第3項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》又は平成17年旧措置法第68条の14第3項《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年旧措置法令第27条の10第11項《確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合
- (4) 平成19年旧措置法第42条の11第3項《情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けた法人（平成19年旧措置法第68条の15第3項《情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成19年旧措置法令第27条の11第14項《確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合
- (5) 平成18年改正法附則第106条《情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法第42条の11第7項《リース情報通信機器等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けた法人（平成18年改正法附則第132条《連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有する

ものとされる平成18年改正前の措置法第68条の15第7項《リース情報通信機器等を賃借した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受けたものを含みます。）が平成18年改正措置法令附則第27条《情報通信機器等を取得した場合等の法人税額

の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法令第27条の11第21項《確定申告書に添付する事項》の規定の適用を受ける場合